手形・小切手等のご利用にかかわる重要なお知らせ

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、当ＪＡにおきまして、下記のとおり対応することとなりました。

お客さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

手形･小切手を
振り出されるお客さま

手形・小切手の振出期限（最終振出日）を設定します

当ＪＡでは、**手形・小切手の振出期限（最終振出日）を２０２７年１月３１日**とします。このため、振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

電子的決済（法人ＪＡネットバンク）への切替を
お早めにご検討ください。



©よりぞう

法人ＪＡネットバンクのサービス内容等は、こちらから！

※　詳しくは、当ＪＡまでお問い合わせください。

お受け取りの手形・小切手等を資金化されるお客さま

２０２７年１月２９日をもって窓口における証券類の取立受付を終了します

２０２７年１月２９日をもって当ＪＡ窓口における全ての証券類の取立受付を終了いたします。手形・小切手の決済方法については、振出人にご相談ください。

（注）１　２０２５年４月１日より、２０２７年４月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止しております。これに加えて、２０２７年１月２９日をもって一律で取立受付が終了となることにご留意ください。

（注）２　２０２７年１月２９日までは、振出期限内（２０２７年１月３１日まで）かつ支払期日が２０２７年３月末までの手形・小切手に限り、取立受付をいたします。

株式配当金をお受け取りのお客さま

株式配当金の受取口座はＪＡで

２０２７年１月２９日をもって、当ＪＡ窓口で配当金領収証と引き換えに配当金のお受け取りができなくなります。この機会に、当ＪＡの口座を指定して配当金の自動受取をご検討ください。

＜口座受け取りのメリット＞

- **手間なし！**
  受け取りの都度、ＪＡ窓口に行く必要はありません。
- **迅速！**
  配当金は最短で支払開始日の当日に指定口座に入金されます。
- **安全・確実！**
  自動入金のため紛失やお受け取り忘れがありません。



受取方法の変更は、お取引のある証券会社でのお手続きが必要です。
証券会社の連絡先は配当金領収証でご確認いただけます。

なお、配当金領収証の裏面に記載の現金払取扱銀行など（ゆうちょ銀行など）にご持参いただくことで、配当金をお受け取りいただくこともできます。

～ よ く あ る ご 質 問 ～



＜手形・小切手を振り出されるお客さま＞

Q　振出期限を超えた手形・小切手を振り出してしまった場合どうなるか。

A　振出期限を超えた手形・小切手が当ＪＡに支払いのため呈示された場合は、当座勘定からのお支払いができません。

　なお、振出日が空欄の手形・小切手につきましても、お支払いできない可能性がございますので、お振出しの際は必ず振出期限内の振出日をご記入いただくようお願いします。

Q　当ＪＡを支払場所とする手形・小切手を振り出しているが、手形・小切手を渡した取引先に影響はあるか。

A　一部の金融機関では「２０２６年３月末をもって、他行を支払地とする手形・小切手の受付を終了する」など、ご利用いただける範囲が限られており、**当ＪＡを支払地・支払場所とする手形・小切手を振り出した場合、手形・小切手を所持しているお取引先の取引銀行で（他行を支払地とする手形・小切手であることを理由に）入金を断られる可能性がございます。**

　このことから、資金をお受け取りになるお取引先とスムーズに決済できるよう、お早めに法人ＪＡネットバンクへの切替をご検討ください。

Q　手元に残っている手形・小切手帳はどうすればよいか。

A　当ＪＡにお問い合わせください。

＜お受け取りの手形・小切手・配当金領収証等を資金化されるお客さま＞

Q　２０２７年１月２９日をもって取立受付できなくなる証券類等はなにか。

A　手形・小切手およびその他証券類（定額小為替証書や振替振出証書など（預（貯）金証書・通帳を含む））などの**全ての証券類が取立受付できません。**

Q　２０２７年２月１日（当ＪＡの手形・小切手の取立終了後）からは他行を支払地とする手形・小切手はどのように資金化すればよいか。

A　**他行を支払地とする手形･小切手にかかわる資金化の方法につきましては、手形･小切手の振出銀行や振出されたお取引先へご相談ください。**

Q　当ＪＡを支払場所とする振出期限（２０２７年１月３１日）を超えた手形・小切手は取立できるか。

A　**振出期限を超過した手形・小切手につきましては、当座勘定からのお支払いができないため、取立もできません。**

手形・小切手を振り出されたお取引先側で、手形・小切手による支払いから電子的決済手段（法人ＪＡネットバンク）等へ移行していただく必要があります。

※　今後、取り扱いが変更になる可能性があります。
取り扱いに変更が発生した場合は、当ＪＡホームページなどでお知らせさせていただきます。

（令和８年２月１日現在）

◎本件に関するお問い合わせ
愛知東農業協同組合　金融課
受付時間：平日９時００分～１７時００分（土日祝日はお問い合わせいただけません）
電話番号：０５３６-２２-２２４１